

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>第1編 第5次いわき市障がい者計画</p>		
<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野1 『理解促進』</p>		
1	<p>権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止について</p> <p>虐待防止責任者の設置のみならず、虐待防止委員会での実施状況の報告の推奨もしくは自治体からのヒアリング等予防の取り組み状況を確認評価する体制が必要では。結局現状のままでは各事業者の性善説に基づいてしまうのではないかと。虐待はどこにも発生するリスクがあることを念頭にといった設計が求められる。</p> <p>また、発生した虐待事案については、養護者、従事者の虐待者の類型は問わず、広く自立支援協議会での個別事例の検証、評価をし、官民共同で改善予防策の整備に取り組むことが望まれる。例えば、自立支援協議会における権利擁護センター機能の参画が必要ではないか。</p>	<p>令和4年度実施したアンケート結果では、「虐待防止の責任者の設置」及び「虐待防止委員会の設置」が指定基準省令において義務化されているものの、約2～3割の事業者で未対応であることが判明しました。確認評価する体制づくりの前段として、まずは、未設置の事業者を0とすることを目標とし、今後も引き続き、事業者に対して、設置に関する周知を徹底して参ります。</p> <p>いわき市地域自立支援協議会における個別事例の検討・共有については、類型を問わず、必要と思われる案件の検討・共有を既に行っているところですが、今後はさらに、事例の検証・評価を行う体制づくりに努めて参ります。併せて、個別事例の検討・共有を行う際は、権利擁護・成年後見センターの招集も検討して参ります。</p>
2	<p>精神障がい者の理解促進について</p> <p>障害者権利条約に批准をした我が国ですが、いわき市では精神障がい者向けグループホーム計画に対し不安の声が上がる事例がありました。障がい者理解には地道な啓発活動が必要ですので、改善の取り組みをお願いいたします。</p> <p>そのような内容のニュアンスの書き込みを素案に入れ込んでいただきたいと希望いたします。</p>	<p>「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」の中で、外見からはわかりにくいことから、より一層の理解が必要な知的障がい、精神障がい等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解促進について努めることとしております。</p> <p>ご指摘のとおり、市でも障がい者の理解には地道な啓発活動が必要であると認識しているため、今後も継続して、啓発・周知活動に取り組んで参ります。</p>
3	<p>知的障がい児者への理解促進について</p> <p>私自身、県スクールソーシャルワーカーの支援をする中で、知的障がいをお持ちのお子さんで療育手帳を取得しない方たちが散見されます。地域共生社会の実現に向かう局面ですので、障害に関する偏見や差別を無くす取り組み、成果を見せていただきたいと思っております。</p> <p>行政・専門機関は熱意を持ち、当事者の皆様の社会参加が行われるような環境づくりに努めていただきたいと思っております。そのような熱を感じられる書き込みをお願いします。</p>	<p>「施策分野3 保健・医療 ア 障害の早期発見・早期療育体制の一層の充実」の中で、早期の内に障がいに気付き、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携のもと、乳幼児に対する健康診査や児童に対する健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ることとしております。</p> <p>そのうえで、「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」に関する事業を通じて知的障がい等に対する理解の促進等に取り組み、当事者の皆様の社会参加が行われるような環境づくりに努めて参ります。</p>
4	<p>障害児から者への移行医療と障害者の受診・入院医療体制について</p> <p>障害児から者への移行期の医療について開業医の協力が必要です。当事者団体からは市内の開業医の先生たちに障害児の受診をお願いしたいとの声を多く聞きます。改善に向けた取組みに関する書き込みをお願いいたします。</p>	<p>令和6年4月1日施行の障害者差別解消法の改正に伴い、医療分野に関する合理的配慮は義務化となります。</p> <p>そのため、「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」の施策にある「障害者差別解消法の普及」において、各関係機関に対し、合理的配慮の義務化に関する周知を徹底し、より一層、障がい者(児)に関する医療体制の改善に努めて参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
	第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野2 『生活支援』	
5	<p>障がい福祉サービス等の充実について</p> <p>事業者のサービス提供体制の強化 事業の運営の安定化に向けて各事業の加算取得状況の把握、取得可能な加算算定に向けた支援や、報酬改定時には要点の説明を事業者に向けて助言するなどの機会が必要かと思われる。</p>	<p>「施策分野2 生活支援 イ 障害福祉サービス等の充実」の中で、障がい福祉を支える人材の確保と質の向上に努め、サービスの提供体制の確保を図ることとしております。</p> <p>令和3年度の障害福祉サービス報酬改定の際は、障害福祉サービス事業所向けの説明会を実施しており、施策一覧の事業内容にもその旨を追記することとします。</p> <p>今後とも、市地域自立支援協議会や事業所連絡会等の場において、加算算定や報酬改定に係る情報提供に努め、事業所の運営安定化に向けた支援、助言等に取り組んで参ります。</p>
6	<p>移動支援事業について</p> <p>事業の支給が、利用目的に限りがある。自治体によっては通勤、通学まで広げている自治体もある、いわき市も広域になることから、ニーズの調査、必要性があれば解釈を広げる（可能であれば市が必要と認めた場合に限り支給可能など）検討は実施しても良いのではないか。</p>	<p>移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者（児）が外出する際に必要な支援を行うことにより、当該障害者の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的としております。</p> <p>移動支援の利用目的については、適宜ニーズを把握するとともに、他市の状況等を参考に質の向上・充実を図って参ります。</p>
7	<p>コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実について</p> <p>コミュニケーション支援体制について、手話、点字と視覚障害者、聴覚障害者と限定的である、各行政窓口における、発達障がい、知的障がい、精神障がいに関する基本的な理解を学習する機会が必要ではないか。例：自閉スペクトラム症で言語よりも視覚優位な方への情報提供の術等を検討する機会が必要ではないか。</p>	<p>「施策分野2 生活支援 カ 情報アクセシビリティの向上」の中で、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取り組みの検討に努めることとしております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、視覚障がい、聴覚障がい以外の障がいをお持ちの方に対するコミュニケーション支援体制は十分とはいえない状況にあるため、引き続き、障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討に取り組んで参ります。</p>
8	<p>情報アクセシビリティの向上について</p> <p>視覚障害、聴覚障害に偏っているように見受けられる市の情報発信の在り方について障がい当事者部会等から意見を聴取するなどの取り組みは行っていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、障がいのある方等に対する情報発信の手段は、視覚障がい、聴覚障がいに偏っている状況にあります。</p> <p>いわき市自立支援協議会の下部組織である障がい当事者部会には、身体障がいに限らず、精神障がい、知的障がい、発達障がい、指定難病をお持ちの方が参加しているため、市の情報発信の在り方を議題として取り上げることを提案し、意見を聴取して参ります。</p>
9	<p>広域な本市の公共交通機関の問題、通勤手段の確保について</p> <p>検討事項として、どこかで触れられて、方向性も述べられてる良いと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、令和4年度実施したアンケート結果からも、外出時の困りごととして「公共交通機関が少ない、またはない」といった回答が増加しており、重要な課題であると認識しております。</p> <p>公共交通機関に関する課題については、障がいの福祉向上を目的とする本計画に位置付けるのではなく、地域の実態や市の公共交通ネットワークを俯瞰した総合的な施策展開が図られるよう、別途庁内で検討を進めることとし、本計画に位置付ける施策等と連携して障がい者等の移動の確保に努めて参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
10	<p>障害福祉サービス等の充実について</p> <p>ショートステイの箇所の追加や生活拠点事業の中の項目になるかと思いますが、体験型グループホームの予算化をお願いしたい。</p>	<p>体験型グループホームについては、他自治体において、市が運営を委託し実施していることは承知しているところですが、本市では既存の社会資源を優先して有効活用することとしており、現在の各グループホームにて、体験利用は可能です。</p> <p>なお、「施策分野2 生活支援 ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進」にて、グループホーム等の整備促進について取り組むことを位置付けており、その中で、グループホームの体験利用の促進についても取り組んで参ります。</p>
11	<p>福祉人材の確保について</p> <p>(法人名)でもそのほかの事業所でも支援員の人材確保が大きな課題となっており事業所のみでの努力ではとても解決できません。現に(法人名)の事業所では入浴サービスの頻度を減らし、入所者の人数や医療的ケアのある方の短期入所の受け入れを制限しています。</p> <p>また高校生、(大学名)の大学生の支援員希望者に対する啓蒙や支援等はどうでしょうか？奨学金制度などはあるのでしょうか？支援員の新人発掘は急務の課題と思われまます。</p>	<p>「施策分野2 生活支援 イ 障害福祉サービス等の充実」の中で、障がい福祉に従事する人材不足の解消に向け、研修等を充実させるとともに、職員の待遇改善等により人材を確保し、サービス提供体制の強化を図ることとしております。</p> <p>現在、いわき市では学生等を対象に、障害福祉分野への興味関心を持ち、将来の職業選択の一助としてもらうことを目的とした出前講座を実施しており、また、福島県社会福祉協議会にて、介護福祉士修学資金貸付事業を実施しております。今後とも、福祉人材の育成・確保のため、周知、啓発を行っていくとともに、高校生以上の方に対する支援等について検討して参ります。</p>
<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野3 『保健・医療』</p>		
12	<p>医療人材の確保について</p> <p>素案の中にもありますが、(法人名)の事業所では人材不足で受け皿としての機能が麻痺している現状です。(法人名)では特に医師不足、後継者不足でありこのままの状態では現在の重度心身障害者の療養介護事業、障害児、者のリハビリテーションが成り立たなくなるタイムリミットが7年後に迫っています。外来にリハに通われている知的障がい児の中には発達障がいの方も多く、発達障がいを診断できる医師がいればもっと療育の幅が広がると思います。いわき市にも(医療機関名)の(個人名)以外にはいないのではないのでしょうか。どうか(法人名)に医師の派遣等、何らかの公的機関からの医師の応援体制を作っていないのでしょうか。</p>	<p>「施策分野3 保健・医療 ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実」の中で、地域や障がいのある子どもの多様なニーズに対応する関係機関等との連携体制の強化を図ることとしております。「医療の人材確保」に関する取り組みは、福祉分野だけではなく、医療に関する関係機関等とも連携しながら、整備、確保に努めて参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
13	<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野4 『生活環境』</p> <p>福祉避難所について 浸水被害を受けた福祉避難所がないか再度調査し、きめ細やかな対応を願う。 医療的ケア児、目でみてわかり辛い障がい児者については、特段の配慮が必要と考えるので。</p>	<p>これまでの福祉避難所の開設状況としては、令和5年度台風13号時に1カ所となっておりますが、浸水被害はありませんでした。福祉避難所の開設にあたっては、今後とも災害の状況に応じて避難者の安全を十分に考慮して進めて参ります。 また、医療的ケア児など特段の配慮が必要な方に対する支援については、「施策分野4 生活環境 エ 災害発生時における支援体制の確保」にて、実効性のある個別避難計画の作成に努めることとしております。そのために、避難行動要支援者に対し、災害時の避難に関する簡易アンケートや訪問調査を行い、要支援者の詳細な現況把握に取り組んで参ります。 なお、個別の施策に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野5 『教育・育成』</p> <p>生涯学習活動の充実 講師派遣や、障がい者関係施設での活動だけでなく、中央公民館等の公民館で、障がい者向け講座を開催することも検討願いたい。</p>	<p>「施策分野5 教育・育成 オ 生涯学習活動の充実」の中で、全ての障がいのある方が学習・文化活動を楽しむよう、生涯学習活動の充実や文化・スポーツ施設の環境整備に努めることとしております。 個別の施策に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>その他</p> <p>いわき市において、知的障害者の方で一般病院の受診が難しく、精神病院での受診・入院となった事案がありました。「障害者権利条約」批准国として、合理的配慮を積極的に進めていく局面にあると考えます。 このことが将来のこの地域のためにも必要な取り組みと考えます。地域共生社会に向けた社会資源の充実化を目指すニュアンスでの書き込みをお願いいたします。</p>	<p>国計画と同様に、いわき市第5次障がい者計画においても、「共生社会」の実現が重要であると考え、「施策分野1 理解促進」にて、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進しすることとし、「施策分野2 生活支援」等で社会資源の充実化に取り組んでいくこととしています。 なお、「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」の施策にある「障害者差別解消法の普及」において、各関係機関に対し、合理的配慮の義務化に関する周知を徹底して参ります。</p>
16	<p>第2編 第7期いわき市障がい福祉計画 第1章 成果目標と目標達成のための方策 福祉施設入所者の地域移行について</p> <p>国の目標値は理解しつつも、親の高齢化、重度グループホーム等の新設の困難さ人材不足等も考慮して、数値目標を低めに設定して頂けることを望む。 ショートステイ等で利用が慣れている所の利用が、本人にとってベストと考えるので。</p>	<p>第7期いわき市障がい福祉計画における成果目標については、国の基本方針で示された考え方を基に、過年度の実績を踏まえ、目標設定させていただいております。</p>
17	<p>第2章 障害福祉サービス等の必要な見込及び見込量確保のための方策 宿泊型自立訓練について</p> <p>見込み量と目標値の記載は必要では。実施する事業所が市内に存在しないが、必要性はあり、精神科病院や障害者入所施設からの地域移行推進には欠かせない事業であるため、必要性の把握はしていること形にしておき、事業者が新規事業展開の材料とするように記載してはどうか。</p>	<p>宿泊型自立訓練の実績値、見込量については、現在、市内に実施する事業所がなくなったことから、混乱を招く恐れがあったため非掲載としておりました。しかしながら、ご指摘のとおり、地域移行推進に欠かせないことから、いわき市の現状を表すためにも掲載とし、事業の必要性を示して参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
18	<p>地域移行支援及び地域定着支援について</p> <p>人口に対し利用者数が少なすぎる、指定事業者はいるものの稼働していない状況のため、特に福島県として加齢児が問題になっていることもあり、地域移行支援の増加、活性化に向けた取り組みが必要。基幹相談のみならず協議会または事業者を含めた相談支援事業検討会の開催などの検討も必要では。</p> <p>地域移行の推進を図るには必須となってくる事業では。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行を推進を図るために必須となる事業であるため、地域移行支援の利用者の増加、活性化について、いわき市地域自立支援協議会の下部組織である地域生活支援部会にて検討を行って参ります。</p>
19	<p>地域活動支援センター強化事業について</p> <p>見込みと設置個所数が横ばい、障害者の居場所が必要との地域ニーズもあると思うが、増加しない根拠は何か。運営実態や提供するサービス内容の検証は必要では。</p>	<p>地域活動支援センター強化事業の設置個所数については、市内事業所から提出される事業計画に基づき、本事業の委託先として適正なサービスを提供できると判断される事業所を選定した結果、現在と同数の4と見込みました。</p> <p>今後の見込量については、設置個所数が現在と同数となる見込みであることから、大幅な変化はないものと見込み、令和3年度から令和5年度の実績値の平均値を見込量として定めております。</p> <p>現在の本事業委託先の運営状況や提供するサービス内容の検証については、毎月の実績報告の中で行って参ります。</p>